

東通村教育大綱の策定について

1. 教育大綱とは

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、同法第1条の3第1項の規定に基づき、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられたものです。

教育大綱の内容は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規程する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされております。

既に、教育基本法第17条第2項に規程する「教育振興基本計画」を定めている自治体は、その計画を教育大綱に代えることが総合教育会議で協議・調整された場合は、教育大綱を別途策定する必要はないとされており、東通村では、現在、「第1期東通村教育振興基本計画」を「第1次東通村教育大綱」に代えております。

東通村では、「第1次東通村教育大綱」（第1期東通村教育振興基本計画）の期間が、平成27年度～平成29年度となっていることから、総合教育会議において、教育委員会で決定した「第2期東通村教育振興基本計画」を代えることを承認するか、又は、新たに「第2次東通村教育大綱」を策定するのかを、協議・調整して決定することになります。

尚、教育大綱の構成、策定期限、対象期間について、法令において定めはなく、自治体の判断に委ねられています。

○教育の目標や施策の根本的な方針

○総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定

○策定した大綱の下で、首長、教育委員会はそれぞれの所管する事務を執行

2. 東通村教育大綱の策定方針(案)

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌するとともに、東通村総合教育プランを勘案し、東通村の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の教育大綱を定める。

3. 策定期限

平成30年度中に策定する。

4. 対象期間

教育目標や教育施策の継続性を考え一定期間を設定することが妥当です。

教育基本法第17条第1項に基づき国が策定した「教育振興基本計画」は、概ね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、策定後5年間の総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示していること、並びに、社会や教育を取り巻く環境の変化等を考慮した場合、東通村教育大綱は、国と同様に対象期間を5年間とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)
教育大綱・総合教育会議に関する部分の抜粋

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- ① 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - ② 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ① 地方公共団体の長
 - ② 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

教育基本法（平成18年法律第120号） 教育振興基本計画に関する部分の抜粋
--

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。